

銀年

銀座でわかる年号

情報(第 76 号)



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

遠石八幡宮の絵馬 (令和 2 年 1 月 2 日)

刑事罰者等への公的年金支給



1 海外逃亡

昨年 12 月 31 日、会社法違反（特別背任）などの罪で起訴されていた、保釈中の日産自動車前会長、カルロス・ゴーン被告（1954 年 3 月 9 日生/65）が「私はレバノンにいる」と声明を出し、レバノンにいるとの報道は驚愕のニュースでした。

報道によれば、楽団を装ったグループが住居を訪れ、楽器箱に隠れて出国したなどとされますが、真相は不明で、まるで映画のミッションインポッシブル。いずれにせよ、保釈中の刑事被告人が易々と海外逃亡できるとは大問題といえます。

ロイター通信によると、レバノン当局は、ルパン三世の銭形警部でお馴染みの I C P O（国際警察機構）からゴーン被告の身柄拘束を求める国際逮捕手配書を受け取ったと報じられています。しかし、とかく世の中は、最後に登場する組織ほど、権限も実力もないことが多いですから、あてにはできないでしょう。

お遊びはこの程度にし、ゴーン被告を通じて老齢年金制度の紹介をすることにします。

2 厚生年金保険の被保険者

ゴーン被告は、平成 11 年にルノーと日産の資本提携が行われた後、日産の最高執行責任者（COO）に就任、平成 30 年 11 月に金融商品取引法違反の容疑で逮捕され、その後解任されています。簡単にいうと、代表取締役役に就任し、その代表取締役の解任、その後株主総会において取締役解任に至っていると察せられます（その前提で書き進めます）。つまり、平成 11 年から同 30 年までの約 19 年間（228 月）国民年金・厚生年金保険の被保険者であったことになります。

3 老齢年金額

前記被保険者期間により、老齢年金の受給権を有し、取締役解任後は厚生年金保険の被保険者ではないと想像され、老齢厚生年金が全額受給できることになります。その金額は、およそ次のとおりです。

○老齢基礎年金額（65 歳～）

780,100 円 $\times 228/480 = 370,548$ 円

○老齢厚生年金額

620,000 円 $\times 5.481/1000 \times 228 = 774,794$ 円

※平均標準報酬：常に最高等級の 620 千円

} 合計 1,145,342 円

4 給付制限

国民年金法には、①刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき、②少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき、③日本国内に住所を有しないときは、その該当する期間支給を停止するとの規定があります。しかし、これは 20 歳前の傷病による障害基礎年金の場合です。

したがって、前記以外の年金は、たとえ刑事被告人・受刑者、又は海外居住者であっても受給できるのです。

何故 20 歳前の傷病による障害基礎年金だけに前記①から③の支給停止があるのでしょうか。その理由は、この年金が保険料の拠出を伴わない年金だからです。換言すると、保険料を拠出して得られた年金受給権は、確固たる権利というわけで、刑事罰等によって左右されないわけです。

5 申出による支給停止

次に、年金給付は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止するとの規定（国民年金法第 20 条の 2、厚生年金保険法 38 条の 2）があります。

年金受給権は、一定の要件を充足することにより得られる確固たる権利で、たとえ国であろうとそれを侵すことはできないところ、受給権者が受け取らない自由も認める趣旨です。

なお、前記申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができます。

6 公的年金受給の選択肢

例えば、老齢年金は、一定年齢に達し、保険料納付済期間が 10 年以上あるという要件を充たすと受給権が発生します。

しかし、これだけで年金受給をすることはできず、裁定請求書を日本年金機構へ提出し、厚生労働大臣の裁定という確認を受けることが必要となります。現在では、受給年齢到達前に日本年金機構から請求書用紙が送付されます。各月に受給する年金受給権（専門的に支分権と称します）は、5 年で消滅時効となりますから、5 年以上遅れて請求すると受給できない期間が発生します。

ゴーン被告の場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権が 65 歳前に発生することになり、次のとおり想定されます。15 億円の保釈金を棒に振ってもたいしたことはないので、想定(2)でしょうか。

(1) 想定 1

特別支給の老齢厚生年金の受給権の裁定を受け、標準報酬が高いことから全額支給停止となっている。また、平成 31 年 3 月（65 歳）から老齢基礎年金を受給中又は支給繰下げをするため受給していない。

(2) 想定 2

刑事被告人となった時期と重なり(1)の手続きを何ら行っていない。再入国はあり得ず、年金受給が時効消滅する可能性が高い。

(3) 想定 3

裁定を受けた上で、申出により、その全額が支給停止となっている。

当法人では、年金の相談・裁定請求について承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>